

官報号外

昭和五十九年四月二十七日

○第一百一回 参議院会議録第十三号

昭和五十九年四月二十七日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十三号

昭和五十九年四月二十七日

午前十時開議

第一 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第七 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 国有林野法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補成いたします。

昭和五十九年四月二十七日 参議院会議録第十三号 請假の件外二件

中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十九年四月二十六日

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定の締約国は、

国際連合総会が採択した新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画を想起し、

国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第

五回会期においてそれぞれ採択した一次產品総合

計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第

百二十四号(第五回会期)を想起し、

関連地域及び生物界の生態学的均衡を維持し

つ、熱帯木材林の最適な利用を確保するため、こ

れらの森林の適切かつ効果的な保全及び開発が重

要であり、かつ、必要であることを認め、

熱帯木材が加盟国の経済にとって、特に、加盟

いませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

よりて、議長は、中央選舉管理会委員に中尾辰

義君を、同予備委員に大谷操君を、

それぞれ指名いたします。

途上にある熱帯木材生産国との経済発展に協力する等の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

国際熱帯木材機関分担金として、昭和五十九年度予算に三千二百五十四万七千円が計上されている。

○本日の会議に付した案件

一、請假の件

一、中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名以下 議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) 日程第一 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

○議長(木村睦男君) 日程第三 國家間ににおける公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(木村睦男君) この際、欠員中の中央選舉管理会委員及び同予備委員各一名の指名を行います。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長後藤正夫君。

〔外務委員長 後藤 正夫〕

審査報告書

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

〔昭和五十九年四月二十六日 外務委員長 後藤 正夫〕

前文

この協定の締約国は、
国際連合総会が採択した新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画を想起し、
国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第

五回会期においてそれぞれ採択した一次產品総合

計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第

百二十四号(第五回会期)を想起し、

関連地域及び生物界の生態学的均衡を維持し

つ、熱帯木材林の最適な利用を確保するため、こ

れらの森林の適切かつ効果的な保全及び開発が重

要であり、かつ、必要であることを認め、

熱帯木材が加盟国の経済にとって、特に、加盟

生産国にあつてはその輸出、加盟消費国にあつて

改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

加盟国は改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国

を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該

盟国のために改正の受諾の期限を延長することと
を理事会が決定する場合は、この限りでない。

当該加盟国は、改正の受諾を通告する旨並びに改正に拘束されない。

理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第三十九条 脱退

通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができ

る。脱退の通告を行つた加盟国は、同時にその旨を理事会に通報する。

脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

第四十条 除名

第四十条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後六箇月で、締約国でなくなる。

第四十一条 脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受諾す

1 理事会は、次の理由により締約国でなくなる
加盟国について会計上の処理を行ふ。
係る会計上の処理
ることができない加盟国に

- (a) 第三十八条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。

(b) 第三十九条の規定に基づきこの協定から脱落すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

理事会は、締約国でなくなる加盟国が運営勘定に對して支払つた分担金の返戻しを行わない。

この協定の締約国でなくなつた加盟国は、機関の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しない。当該加盟国は、また、この協定の終了の際に機関に損失があつても、当該損失のいづれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十二条 有効期間、延長及び終了

この協定は、効力発生の後五年間効力を有する。ただし、理事会が、この条の定めるところにより、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を延長し若しくはこの協定について再交渉し又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二回(それぞれ二年間)を限度として延長することを決定することができる。

1に規定する五年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前にいづれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が確定的にもまた暫定的にも効力を生じていない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時までこの協定の有効期間を延長することができる。

3の規定に基づくこの協定の延長期間内にその新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、その新たな協定が効力を生ずる時に終了する。

6 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算(会計上の処理を含む。)を行うため、十八箇月を超えない期間存続するものとし、当該期間中、特別多数票による清算に関する決定に従つて清算に必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条の定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

第四十三条 留保

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百八十三年十一月十八日にジネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。寄託者は、正文である中国語によりこの協定を作成し、すべての署名政府並びにこの協定に加入した国及び政府間機関に採択のため付託する。

付表A 热帯森林資源を有する生産国又は数量において热帯木材の純輸出国である国の一覧表及び第三十七条の規定の適用のための票の配分

ビルマ	ボリビア	ブラジル	コンゴ	コスタ・リカ	ドミニカ共和国	エクアドル
中央アフリカ共和国						
一〇九	一一〇	一二一	一二〇	一二一	一二二	一二〇
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

ガボン	エル・サルバドル
ガーナ	グアテマラ
ハイチ	ハイチ
ホンデュラス	ホンデュラス
インド	インドネシア
象牙海岸	マダガスカル
リベリア	マレイシア
	メキシコ
	ナイジエリア
	パナマ
	パプア・ニューギニア
ペルー	ペルー
	フィリピン
	スリナム
タイ	スリランカ
	トリニダッド・トバゴ
	カメールーン連合共和国
	タンザニア連合共和国
	ヴェネズエラ
	ヴィエトナム
ザイール	ザイール
総計	一、〇〇〇
付表B 消費国の一覧表及び第三十七条の規定の適用のための票の配分	一四
アルゼンティン	一〇〇
オーストラリア	一〇〇
オーストリア	一〇〇
ブルガリア	一一〇
カナダ	一六〇
エジプト	一一〇
チリ	一一〇
欧洲經濟共同体	一一〇

はその供給の確保にとって重要なことを認め、熱帯木材経済が直面している問題の解決を見いだすため加盟生産国と加盟消費国との間の国際協力の枠組みを設立することを希望して、次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

千九百八十三年の国際熱帯木材協定(以下「この協定」という。)の目的は、国際連合貿易開発会議が採択した一次産品総合計画に関する決議第十九号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)に定める目的で関連を有するものを達成し、あわせて加盟生産国及び加盟消費国の双方の利益を図るため、並びに自國の天然資源に対する加盟生産国の主権に留意して、次のとおりとする。

(a) 热帯木材経済に関連するすべての側面についての熱帯木材の加盟生産国と加盟消費国との間の協力及び協議のための効果的な枠組みを提供すること。

(b) 热帯木材市場の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材市場の構造上の状況の改善を促進すること。この場合において、消費が長期的に増大するよう及び供給が継続するよう考慮し、また、価格が生産者にとって採算がとれ、かつ、消費者にとって公平であるよう及び市場への進出の機会が改善されるよう考慮するものとする。

(c) 森林經營及び木材利用を改善するため、研究及び開発を促進し及び支援すること。

(d) 国際熱帯木材市場のより一層の明瞭性を確保するため市場情報を改善すること。

(e) 加盟生産国との工業化を促進するため、また、それにより当該加盟生産国との輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における熱帶木材の加工の増進及び加工度の向上を奨励すること。

(f) 産業用熱帯木材の造林及び森林經營活動を

支援し及び発展させるよう加盟国を奨励すること。

(g) 加盟生産国が輸出する熱帯木材の販売及び流通を改善すること。

(h) 热帯林及びその遺伝資源の持続的利用及び保全並びに関連地域の生態学的均衡の維持を目的とした国内政策の発展を奨励すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

(1) 「熱帯木材」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する国において生育し又は生産される非球果類の木材であつて産業用に使用するものをいい、丸太、製材、单板及び合板を含む。熱帯原産の球果類の木材をある程度含む合板も、この定義に含まれる。

(2) 「加工度の向上」とは、丸太を全部又はほとんど全部が熱帯木材から成る一次木製品、半製品及び完成品に加工することをいう。

(3) 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているかにかかわらず、この協定によつて拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する政府間機関をいう。

(4) 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する国若しくは數量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する国若しくは數量において熱帯木材の純輸出する国である国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものをいう。

(5) 「加盟消費国」とは、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となる国又は同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国との同意を得て加盟消費国であると宣言した国をいう。

(6) 「機関」とは、次条の規定により設立される機関の加盟国をいう。

(7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置された国際熱帯木材理事会をいう。

(8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国と加盟消費国が投票する票の六十分の一以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟生産国と加盟消費国が投票する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟消費国が投票する票の六十パーセント以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(9) 「区分」との単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国と加盟消費国が投票する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟消費国が投票する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(10) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

(11) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ボンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行ふため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、能力を有する国際通貨機関が隨時指定する通貨をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 國際熱帯木材機関の設立、本部及び構成

この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、この協定により国際熱帯木材機関を設立する。

機関は、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事会、第二十四条に規定する委員会その他補助機関並びに事務局長及び職員によつてその機能を掌む。

理事会は、その第一回会期において、機関の本部の所在地を決定する。

機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

第四条 機関の加盟
機関の加盟国は、次のとおりとする。

(a) 加盟生産国
(b) 加盟消費国

1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該政府間機関は、各自の投票権を行使することができない。

第四章 國際熱帯木材理事会

第六条 國際熱帯木材理事会の構成

機関の最高機関は、国際熱帯木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、代表者が不在である間又は特別な場合において代表が代わつて行動し及び投票する権限を与える。

2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。

3 代表代理は、代表者が不在である間又は特別な場合において代表が代わつて行動し及び投票する権限を与える。

4 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

5 理事会は、特別多数票による議決で、この協

- (a) 一次產品のための共通基金（活動を開始した場合）の第二勘定
- (b) 地域金融機関及び国際金融機関
- (c) 任意拠出
- 3 特別勘定の資金は、承認された事業又は準備事業にのみ使用する。
- 4 準備事業勘定から事業に対して支出されたすべての経費は、当該事業がその後理事会で承認されかつそのための資金が確保された場合には、事業勘定から償還される。この協定の効力発生から六箇月以内に理事会に対して準備事業勘定のための資金が提供されない場合には、理事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。
- 5 特定の事業に対するものとして受領された収入はすべて、特別勘定に記帳する。当該特定の事業に係るすべての費用（コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む。）は、特別勘定から支弁する。
- 6 加盟国が任意に借り入れについてのすべての義務及び責任を負う場合には、理事会は、適当なときは、特別多数票による議決で、当該借り入れによって資金が調達される事業を支援するための条件を定める。機関は、当該借り入れについていかなる義務も負わない。
- 7 理事会は、承認された事業の資金調達のための借りを行いかつ當該借り入れに関するすべての義務を負う主体を、当該主体（加盟国を含む。）の同意を得て、指名し及び推薦することができる。この場合において、機関は、資金の使用の状況を把握する権利及び資金が供与された事業の実施を監視する権利を留保する。もつとも、機関は、個々の加盟国その他の主体が任意に与える保証について責任を負わない。
- 8 いづれの加盟国も、事業に関する他の加盟国

- 9 用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができる。当該資金は、準備事業及び承認された事業のために使用することができる。
- 10 事務局長は、理事会の定める条件で、理事会によつて承認された事業のための適當かつ確実な資金の調達に努める。
- 11 特定の承認された事業のための拠出は、理事会が拠出者との合意により別段の決定を行わぬ限り、当初に拠出の対象とされた特定の事業のためにのみ使用する。機関は、拠出者が別段の合意を行わぬ限り、事業の完了後において、当該事業のために当初提供された拠出の総額に対する各拠出者の拠出の割合に比例して残余の資金を各拠出者に返済する。
- 第二十一条 支払の形式
- 1 運営勘定に対する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外國為替上の制限を課されない。
- 2 特別勘定に対する拠出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外國為替上の制限を課されない。
- 3 理事会は、まだ、特別勘定に対する拠出については、承認された事業の要件を満たすような拠出であつて拠出金以外のもの（科学的及び技術的機材並びに要員の提供を含む。）を受け入れることを決定することができる。

- 4 理事会は、継続的に、承認した事業を実施するための措置をとり、また、事業効果を確實なものとするため当該事業の実施を監視する。
- 5 研究及び開発に関する事業は、次の五の分野のうち少なくとも一に関係するものとする。
- (a) 木材利用（知名度又は利用度の低い樹種の利用を含む。）
- (b) 天然林開発
- 6 造林
- (d) 収穫、伐採・搬出のための基盤の整備、技術要員の訓練
- (e) 制度上の枠組み、国家計画の立案
- 7 市場情報、加工度の向上及び加工の増進並びに造林及び森林經營の分野における事業は、6(b)に規定する基準に適合するものとする。これらの事業は、できる限り、6(a)、(c)、(d)及び(e)に規定する基準にも適合するものとする。
- 8 理事会は、各生産地域の利害及び特質を考慮して、事業の優先順位を決定する。理事会は、当時は、一次產品総合計画に基づく熱帯木材に関する第六回予備協議が承認した研究及び開発に関する事業計画概要並びに理事会が承認する他の事業に対し高い優先順位を与える。
- 9 理事会は、特別多数票による議決で、事業に対する支援を打ち切ることができる。

- 1 この協定により、機関の常設委員会として次
- 第二十二条 会計の検査及び公表
- 1 理事会は、機関の会計検査のため、独立した会計検査専門家を指名する。
- 2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定及び特別勘定の決算書は、各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が利用することができるようにするものとし、理事会が、その後開催される最初の会期において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。
- 第七章 事業活動の実施
- 1 すべての事業計画案は、加盟国が機関に提出し、関連する委員会が検討する。
- 2 理事会は、第一条の目的を達成するため、研究及び開発、市場情報、開発途上加盟生産国における加工度の向上及び加工の増進並びに造林及び森林經營の分野におけるすべての事業計画案を検討し、あわせて関連する委員会が提出する勧告を検討する。第二条に定義する熱帯木材に基づくこれらの事業計画案は、同条に列挙される熱帯木材製品以外の熱帯木材製品を含むことができる。この規定は、適当な場合に適用する。
- 3 理事会は、6又は7に規定する基準に基づき、特別多数票による議決で、第二十条の規定に基づく資金の供与又は支援を行うため事業計画を承認する。
- 4 理事会は、継続的に、承認した事業を実施するための措置をとり、また、事業効果を確實なための措置をとり、また、事業効果を確實なものとするため当該事業の実施を監視する。
- 5 研究及び開発に関する事業は、次の五の分野のうち少なくとも一に関係するものとする。
- (a) 木材利用（知名度又は利用度の低い樹種の利用を含む。）
- (b) 天然林開発
- 6 造林
- (d) 収穫、伐採・搬出のための基盤の整備、技術要員の訓練
- (e) 制度上の枠組み、国家計画の立案
- 7 市場情報、加工度の向上及び加工の増進並びに造林及び森林經營の分野における事業は、6(b)に規定する基準に適合するものとする。これらの事業は、できる限り、6(a)、(c)、(d)及び(e)に規定する基準にも適合するものとする。
- 8 理事会は、各生産地域の利害及び特質を考慮して、事業の優先順位を決定する。理事会は、当時は、一次產品総合計画に基づく熱帯木材に関する第六回予備協議が承認した研究及び開発に関する事業計画概要並びに理事会が承認する他の事業に対し高い優先順位を与える。
- 9 理事会は、特別多数票による議決で、事業に対する支援を打ち切ることができる。
- 第二十三条 事業

又は非政府機関の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限の範囲において、これら機関の便宜、役務及び専門的知識を利用する。

第十五条 オブザーバーの参加

理事会は、熱帯木材に関心を有する非加盟国又は前条、第二十条若しくは第二十七条に規定する諸機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十六条 事務局長及び職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長を任命する。
2 事務局長の任用の条件は、理事会が定める。
3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に対して責任を負う。
4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、第一回会期において、特別多数票による議決で、事務局長が任命することのできる行政職員及び専門職員の数を決定する。その数の変更は、特別多数票による議決で、理事会が決定する。職員は、事務局長に対して責任を負う。
5 事務局長及び職員は、熱帯木材産業、熱帯木材の取引その他熱帯木材に関する商業活動につきかかる金銭上の利害関係も有してはならない。

6 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の

責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対する責任の遂行について影響を及ぼすうとしてはならない。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
2 機関は、この協定の効力発生の後でできる限り速やかに、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに加盟国の代表の地位、特権及び免除であつてこれらの任務の遂行のため必要とされるものに関する協定(以下「本部協定」という。)を機関の本部が置かれる国の政府(以下「接受政府」という。)と締結するよう努める。

3 機関は、2に規定する本部協定が締結されたまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の法令の範囲内で免除するよう接受政府に要請する。
4 機関は、また、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な能力、特権及び免除に関する取極を他の国と締結することができる。

5 機関の本部が他の加盟国に移転する場合には、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、機関とできる限り速やかに本部協定を締結する。

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。
(a) 接受政府と機関との間で合意する場合
(b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 会計

第十八条 勘定

1 機関に、次の二の勘定を置く。

(a) 運営勘定

2 事務局長は、これらの勘定の管理につき責任を負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。

第十九条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるとこ

ろによりその額が決定され、かつ、各加盟国の次分担金により支弁する。

2 理事会、第二十四条に規定する委員会その他補助機関に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に對し当該役務に要する費用の負担を要求する。

3 理事会は、各会計年度の終了前に、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算が承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国(の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に当たつては、各加盟国の票数は、いづれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計

年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

6 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、第一回会期において理事会の定める日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。

7 加盟国が6の規定による分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払つていなければ、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払つていなければ、当該加盟国は、支払うことができる場合には、当該加盟国は、支払うことができる。加盟国が支弁する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に對し当該役務に要する費用の負担を要求する。

8 加盟国は、7の規定により権利を停止された中央銀行の利率で利子が徴収される。加盟国は、7の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

第二十条 特別勘定

1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。

(a) 準備事業勘定

2 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができる。

昭和五十九年四月二十七日 参議院会議録第十三号 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件外二件

の委員会を設置する。

(a) 経済情報及び市場情報に関する委員会

(b) 造林及び森林經營に関する委員会

(c) 林業に関する委員会

理事会は、特別多數票による議決で、適当かつ必要と認めるその他の委員会及び補助機関を設置することができる。

3 1及び2に規定する委員会及び補助機関は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。委員会及び補助機関の会合は、理事会が招集する。

4 各委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手続規則は、理事会が決定する。

第二十五条 委員会の任務

1 経済情報及び市場情報に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 機関が必要とする統計その他の情報の入手の可能性及び質を検討すること。

(b) 國際熱帯木材貿易の状況を把握するため付表Cで確定した統計資料及び特定の指標を分析すること。

(c) (b)の資料その他の関連する情報に基づき、國際熱帯木材市場並びにその現状及び短期の見通しを絶えず検討すること。

(d) 熱帯木材に関する適切な研究（國際熱帯木材市場の長期の見通しを含む。）の必要性及び性質に関し理事会に勧告を行い、また、理事会が委託する研究の状況を把握し及び検討すること。

(e) 理事会がこの委員会に委任する熱帯木材の経済的、技術的及び統計的側面に関連するその他の任務を遂行すること。

(f) 加盟生産国に関する統計業務を改善するため、当該加盟生産国に対する技術協力の供与を助けること。

造林及び森林經營に関する委員会の任務は、

次のとおりとする。

(a) 産業用熱帯木材の生産のための造林及び森林經營に対し国内的及び国際的に行われる支援及び援助を定期的に検討すること。

(b) 造林及び森林經營のための国内事業計画に対する技術援助の増大を奨励すること。

(c) 造林及び森林經營のための資金調達の要請を評価し、すべての可能な資金源を確定すること。

(d) 産業用熱帯木材の国際貿易の将来における適当かつ可能な可能性を常に検討し、その検討に基づき、造林及び森林經營の分野における適当かつ可能な計画及び措置を確定し及び検討すること。

(e) 権限のある機関の援助を得て、造林及び森林經營の分野における知識の移転を助長すること。

(f) これらの活動を、造林及び森林經營の分野における協力を、例えれば、国際連合食糧農業機関、国際連合環境計画、世界銀行、地域銀行その他の機関が進めている関連する活動と調整しつつ調和させること。

林業に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 加盟生産国における加工活動の発展につき加盟生産国と加盟消費国とが同等の資格で行う協力を、特に、次の分野で促進すること。

(b) 技術移転

(c) 訓練

(d) 熱帯木材の名称の標準化

(e) 加工製品の仕様の調和

(f) 投資及び合弁事業の奨励

熱帯木材の名称の標準化

(b) 加工度の向上及び加工の増進に伴う構造上の変化を加盟生産国及び加盟消費国との双方の利益となるよう助長するため、情報の交換を促進すること。

(c) この分野において行われている活動の状況を把握し、かつ、権限のある機関と協力して、問題点及びその可能な解決策を選別し及び検討すること。

を把握し、かつ、権限のある機関と協力して、問題点及びその可能な解決策を選別し及び検討すること。

問題点及びその可能な解決策を選別し及び検討すること。

第八章 一次產品のための共通基金との関係

第二十六条 一次產品のための共通基金との関係

共通基金が活動を開始した場合には、機関は、一次產品のための共通基金を設立する協定において定められる原則に従つて共通基金の第二勘定の制度を十分に利用する。

第九章 統計、研究及び情報

第二十七条 統計、研究及び情報

理事会は、熱帯木材に関するすべての要素に定める任務の遂行に加え、各委員会に付託された研究及び開発に関する事業計画案（各委員会の権限内における事業計画案（各委員会の権限内における研究及び開発に関する事業計画案を含む。）に関し、次のことを行う。

（a）事業計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。

（b）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（c）事業計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。

（d）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（e）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（f）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（g）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（h）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（i）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（j）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（k）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（l）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（m）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（n）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（o）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（p）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（q）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（r）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（s）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（t）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（u）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（v）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（w）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（x）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（y）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（z）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（aa）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（bb）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（cc）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（dd）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（ee）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（ff）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（gg）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（hh）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（ii）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（jj）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（kk）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（ll）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（mm）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（nn）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（oo）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（pp）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（qq）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（rr）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（ss）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（tt）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

（uu）理事会が定める一般的な指針に従つて、理事会に対し事業計画案を用いた研究を行った結果を評価すること。

D
一般的の経済指標及び情報（国際熱帶）木材貿易に直接的又は間接的に影響を及ぼすもの

单板表面の流行の変化
関税及び非関税的障害の変更
木材間及び木材以外の製品との間の代替傾向

国際熱帯木材貿易に影響を及ぼす国内的又は国際的政策及び
措置

国際的又は国際的な経済及び財政指標であつて公に入手可能
なかつ関連するもの(例えは、国民総生産、為替相場、利率、
インフレーション率、交易条件)

二年三月二十九日の熱帯木材に関する国際連合会議の執行委員会
により付加したものである。

一、委員会の決定の理由
この条約は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の出版物の国際交換を奨励しかつ容易にするのことを主たる目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国における出版物の国際交換の發展に寄与することによる、この分野における国際協力に積極的な貢献を行うとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年四月十九日

参議院議長 木村 隆男殿 衆議院議長 福永 健司

出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件
出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件
て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

出版物の国際交換に関する条約

国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百五
十八年十一月四日から十二月五日までパリにおいてその第十回会期として会合し、
出版物の国際交換の発展が、世界の諸国民の間の思想及び知識の自由な交流に欠くことのできないものであると確信し、
国際連合教育科学文化機関憲章が出版物の国際交換に与えている重要性を考慮し、
出版物の交換に関する新しい国際条約の必要性を認め、
同会期の議事日程の第十五議題第四項1である出版物の国際交換に関する諸提案を受け、
総会の第九回会期において、これらの提案が国

国際的として国際的な規律の対象となるべきこと
を決定して、
この条約を千九百五十八年十二月三日に採択す
る。

第一条 出版物の交換

締約国は、政府機関及び教育的、科学技術的又
は文化的な性質を有する非官利的な非政府団体の
間の出版物の交換を、この条約の規定により奨励
しつつ容易にすることを約束する。

第二条 出版物の交換の範囲

1 この条約の適用上、次の出版物は、前条に規定
する機関及び団体の間において、利用（転売
を含まない）のために交換されるべき適当なもの
とみなすことができる。

(a) 教育的、法律的、科学技術的、文化的又は
情報的な性質を有する出版物、例えば、書籍、新聞及び定期刊行物、地図及び設計図、版画、写真、縮小複写（マイクロコピー）、音楽作品、点字出版物並びに他の図式資料

(b) 国際連合教育科学文化機関の総会が千九百五十八年十二月三日に採択した国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する
条約において対象とする出版物

2 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総
会が千九百五十八年十二月三日に採択した国家
間における公の出版物及び政府の文書の交換に
関する条約に基づいて行われる交換に何ら影響
を及ぼすものではない。

3 この条約は、秘密の文書、回章及び他の公表
されていない文書については、適用しない。

第三条 交換機関

1 締約国は、第一条に規定する機関及び団体の
間の出版物の交換の発展及び調整に関する次の
任務を國の交換機関又は、このような機関が存
在しない場合には、一又は二以上の中央交換當
局に委任することができる。

(a) 特に、適当な場合には、交換すべき資料を容
送付することにより、出版物の国際交換を容

易にすること。

(b) 国内及び国外の機関及び団体に対し交換の
可能性について助言を行い及び情報を提供す
ること。

(c) 適当な場合には、重複資料の交換を奨励す
ること。

(d) もつとも、第一条に規定する機関及び団体の
間の交換の発展及び調整が國の交換機関又は中
央当局に集中することが望ましくないと認める
ときは、1に定める任務の全部又は一部を他の
一又は二以上の当局に委任することができる。

第四条 送付の方法

送付は、関係機関及び関係団体の間で直接に又
は国の交換機関若しくは交換当局を通じて行うこ
とができる。

第五条 運送に要する費用

送付が交換当事者の間で直接に行われる場合に
は、締約国は、その費用を負担することを要求さ
れない。送付が一又は二以上の交換当局を通じて
行われる場合には、締約国は、目的地までの送付
の費用を負担する。ただし、海上運送について
は、到着港の税關までの包装費及び運送費のみを
支払う。

第六条 運送料及び運送条件

締約国は、運送方法が郵便、道路、鉄道、河川
若しくは海上の運送、航空郵便又は航空貨物便の
いずれによるかを問わず、交換当局が最も有利な
現行の運送料及び運送条件の利益を受けることを
確保するため必要なすべての措置をとる。

第七条 關稅上その他の便益

締約国は、自國の交換当局に対し、この条約又
はその実施に関する取扱に基づいて輸入され及び
輸出される資料について關稅を免除し、かつ、通
關上その他の便益に関し最も有利な待遇を与え
る。

第八条 交換の国際的調整

締約国は、国際連合教育科学文化機関憲章によ
り国際連合教育科学文化機関に課される交換の國

際的調整に関する任務の遂行について同機関を援
助するため、この条約の運用に関する年次報告及
び第十二条の規定に従つて締結した二国間取極の
写しを同機関に送付する。

1 国際連合教育科学文化機関は、前条の規定によ
り締約国から受領した情報を公表し並びにこの条
約の運用に関する調査を作成し及び公表する。

第九条 情報及び調書

1 締約国は、この条約の適用から生ずるいかなる
問題についても、国際連合教育科学文化機関
は、その計画及び資力の範囲内で、特に、國
の交換機関を創設し及び組織化するため援助を
与える。

第十条 国際連合教育科学文化機関の援 助

1 締約国は、この条約の適用から生ずるいかなる
問題についても、国際連合教育科学文化機
関は、その計画及び資力の範囲内で、特に、國
の交換機関を創設し及び組織化するため援助を
与える。

第十二条 二国間取極

1 締約国は、必要なとき又は望ましいときはいつ
でも、この条約を補足するため及びこの条約の適
用から生ずる共通の関係事項を規定するため、二
国間取極を締結する。

第十三条 用語

1 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス
語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第十四条 批准及び受諾

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟
國により、それぞれ自國の憲法上の手続に従
つて批准され又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化
機関事務局長に寄託する。

第十五条 加入

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非
加盟國で同機関の執行委員会が招請するすべて
の国による加入のために開放しておく。

加盟國で同機関の執行委員会が招請するすべて
の国による加入のために開放しておく。

2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長
に加入書を寄託することによつて行う。

第十六条 効力発生

この条約は、三番目の批准書、受諾書又は加入
書が寄託された日の後十二箇月で、その寄託の日
以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国に
ついてのみ効力を生ずる。この条約は、批准書、
受諾書又は加入書を寄託する他の国については、
その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後十
二箇月で効力を生ずる。

第十七条 条約の適用地域

いずれの締約国も、批准、受諾若しくは加入の
機関事務局長に於てた通告により、自國が国際機
関について責任を有する領域の全部又は一部につ
いてこの条約を適用することを宣言することができ
る。この通告は、その受領の日の後十二箇月で
効力を生ずる。

第十八条 廃棄

1 締約国は、自國について又は自國が国際機関
について責任を有する領域について、この条約
を廃棄することができる。

第十九条 通告

1 国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機
関の加盟國及び第十五条に定める同機関の非加盟國
並びに国際連合に對し、第十四条及び第十五条に
規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄
託並びに前二条にそれぞれ規定する通告及び廃棄
を通報する。

第二十条 条約の改正

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の總
会において改正することができる。その改正

○議長(木村陸男君) 日程第四 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤栄三郎君。

審査報告書

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月二十四日

商工委員長 斎藤栄三郎
参議院議長 木村 陸男殿

一、要領書

委員会の決定の理由
本法律案は、近年、中小企業の事業協同組合、商工組合等を取り巻く経済、社会環境が大きく変化したことにより、組合の機能に対する組合員の要求が多様化したこと、また、組合員の世代交代が円滑に行われることが望まれていることから、組合機能を充実、強化し、併せて組合制度の改善を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
特に費用を要しない。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月十二日

参議院議長 木村 陸男殿
衆議院議長 福永 健司

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)の一部を改正する法律案
第六項とし、同項の次に次の二項を加える。
第九条の二中第八項を第十一項とし、第五項から第七項までを三項ずつ繰り下げる。第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、組合員が金融機関以外の者に対して負担する当該組合員の事業に関する債務を保証することができる。

第九条の二第三項の次に次の二項を加える。

4 前項ただし書の規定にかかるわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、次の各号に掲げる事業については、当該各号に定める期間に限り、一事業年度における組合員以外の者の事業利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が当該各号ごとに百分の百を超えない範囲内において政令で定める割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができる。

一 事業協同組合又は事業協同小組合の作成する計画に基づき工場又は事業場(以下「工場等」という。)を集団して設置する組合員の利用に供する当該事業協同組合又は事業協同小組合の事業をその工場等の設置に相当する期間を要する一部の組合員がその間に利用することが困難であるため、当該事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業当該計画に基づく工場等の設置が完了した日のうち最も早いものを含む事業年度終了の日から起算して三年を超えない範囲

二 組合員が脱退したため、当該組合員の利用に係る事業協同組合又は事業協同小組合の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業 当該組合員が脱退した日を含む事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

三 第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前条第八項」に改める。

第九条の二の二第二項を次のように改める。

2 火災共済協同組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者(以下「組合員等」という。)以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員等の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

第九条の二の二三を次のように改める。

(共済金額の制限)

第九条の二の三 火災共済協同組合は、省令で定める共済金額を超える火災共済契約(火災共済事業に係る共済契約をいう。以下同じ。)を締結することができない。

一 事業協同組合又は事業協同小組合の作成する計画に基づき工場又は事業場(以下「工場等」という。)を集団して設置する組合員の利用に供する当該事業協同組合又は事業協同小組合の事業をその工場等の設置に相当する期間を要する一部の組合員がその間に利用することが困難であるため、当該事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業当該計画に基づく工場等の設置が完了した日のうち最も早いものを含む事業年度終了の日から起算して三年を超えない範囲

「(以下「従事者」という。)」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 成立後五年を経過した企業組合でその事業に従事する組合員(以下「従事組合員」という。)が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその組合員の総数に対する割合以下「従事割合」という。)が三分の二を下ることとなつたものに係る第一項の規定の適用については、当該企業組合の従事割合が三分の二を下ることとなる直前における組合員の総数を当該企業組合の組合員の総数が超えることとなる場合に限り、同項中「三分の二」とあるのは「二分の一」とする。

4 成立後五年を経過した企業組合で従事組合員が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその従事者の総数に対する割合(以下「組合員割合」という。)が二分の一を下ることとなるものに係る第二項の規定の適用については、当該企業組合の組合員割合が二分の一を下ることとなる直前における従事者の総数を当該企業組合の従事者の総数が超えることとなる場合に限り、同項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

第十条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、同項ただし書を次のように改める。
ただし、次に掲げる組合員(信用協同組合の組合員を除く。)は、総会の議決に基づく組合員たる法人の役員、組合員の使用者又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という。)を「組合員等」に改める。

第九条の九第四項中「第八項」を「第十一項」に改める。
第九条の十一第一項中「従事する者」の下に同項ただし書を次のように改める。
ただし、次に掲げる組合員(信用協同組合の組合員を除く。)は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の百分の三十五に相当する出資口数まで保有することができる。
一 持分の全部を譲り渡す他の組合員からその持分の全部又は一部を譲り受けける組合

第十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十八条第一項中「左の」を次の「に」「取らなければ」を「採らなければ」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「あつ施」を「あつせん」に改め、同項第三号中「収容若しくは通所」を「入所」に、「に収容し、若しくは通所させ」を「に入所させ」に、「を収容し、若しくは通所させること」を「の入所」に改め、同項第四号中「の外」を「のはか」に改め、同項第二項中「肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設」を「身体障害者更生施設」に、「厚生大臣の指定する」を「第二十八条第一項の規定による基準に適合する」に、「を収容し、又は通所させること」を「の入所」に改め、同項第一号中「とる」を「採ること」を「入所」に、「とる」を「採る」に改める。

第十八条の二第一項中「収容し、若しくは通所させ、又は収容し、若しくは通所させること」を「入所させ、又は入所」に改め、同項第一号中「収容し」、又は通所させること」を「入所」に、「とる」を「採る」に改め、同項第一項中「ほか」に改め、同項第二項中「に取容し、又は通所させること」を「への入所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第一項中「ほか」はたき、ぞうきんその他」を削る。

(身体障害者更生施設)

第二十九条から第三十条の一までを次のように改める。

第二十九条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。(身体障害者療護施設)

第三十条 身体障害者療護施設は、身体障害者であつて常時介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。(身体障害者福祉ホーム)

第三十条の二 身体障害者福祉ホームは、低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用せるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。

第三十一条中「身体障害者授産施設」とは「身体障害者授産施設」に、「収容し、又は通所させ」を「に入所させて」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(身体障害者福祉センター)

第三十二条の二 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

第三十三条中「点字刊行物を盲人の求に応じて閲覧させる」を「点字刊行物及び盲人用の録音物を盲人の利用に供する」に改める。

第三十六条の二中「を収容し、又は通所させる」と、第三十六条の次に次の二条を加える。

(国の支弁)

第三十六条の二 国は、都道府県知事又は市町村長が、第十八条第一項第三号の規定により国が設置する身体障害者更生施設に身体障害者の入所を委託した場合におけるその委託後に要する費用を支弁する。

第三十七条中「設置に要する費用」の下に「(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの運営に要する費用)」を加え、同表第三号中「設置に要する費用を除く。」を削る。

第三十七条の二中「左に」を「次に」に改め、同表第一号中「運営に要する費用」の下に「(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの運営に要する費用)」を加え、同表第四号中「左に」を「指」に、「前各号」を「1から5まで」に、「の外」を「ほか」に改め、同表第五号中「障害」の下に「その他政令で定める障害」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。ただし、第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三十八条第四項の改正規定、同条に正規規定、第三十八条第四項の改正規定及び第四十九条の二第二項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

寄者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの運営に要する費用を除く。」を加える。

第三十八条第四項中「補装具の交付又は」を「身体障害者更生施設への入所若しくは入所の委託(國の設置する身体障害者更生施設への入所の委託を除く。)」が行われた場合又は補装具の交付若しくは」に改め、同条に次の二条を加える。

5 都道府県知事又は市町村長により國の設置する身体障害者更生施設への入所の委託が行われた場合には、主務大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第四十六条中「左の」を「次の」に、「三千円」を「十万円」に改める。

第四十七条中「詐欺」を「偽り」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第四十八条中「基く」を「基づく」に、「三箇月」を「三月」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第四十九条の二第二項中「及び第三十五条から第六条の三まで」を「第三十五条から第三十一条の三まで及び第三十八条に改める。

別表中「身体障害の範囲」を「第四条、第十五条、第十六条の二まで」に改める。

第三十六条の二 「左に」を「次に」に、「又は言語機能又はそしやく機能」に、「そら失」を「喪失」に、「八〇デシベル」を「九〇デシベル」に、「四〇デシベル」を「五〇デシベル」に改め、同表第三号中「左に」を「次に」に、「又は聴力損失」を「聴力レベル」に、「大〇デシベル」を「七〇デシベル」に、「十六条関係」に改め、同表第一号中「左に」を「次に」に、「きよう正視力」を「矯正視力」に改め、同表第二号中「左に」を「次に」に、「聴力損失」を「聴力レベル」に、「大〇デシベル」を「七〇デシベル」に、「八〇デシベル」を「九〇デシベル」に、「四〇デシベル」を「五〇デシベル」に改め、同表第三号中「左に」を「次に」に、「又は言語機能」を「言語機能又はそしやく機能」に、「そら失」を「喪失」に、「八〇デシベル」を「九〇デシベル」に、「四〇デシベル」を「五〇デシベル」に改め、同表第四号中「左に」を「次に」に、「ゆび」を「指」に、「前各号」を「1から5まで」に、「の外」を「ほか」に改め、同表第五号中「障害」の下に「その他政令で定める障害」を加える。

3

前項の規定による届出をしたときは、新法第三条の規定による届出をしたものとみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の四中「収容し、又は通所させる」を「入所させる」に改める。

官報(号外)

(社会福祉事業法の一部改正)
第六条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第三号中「肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設」を「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設」に改め、同条第三項第三号中「補装具製作施設」を「身体障害者ホーム」に改め、同条第三項第三号中「補装具製作施設」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けた前条の規定による改正前の同法第二条第二項第三号に規定する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を経営している者は、前条の規定による改正後の同法(以下この条において「新事業法」という。)第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している者であつて、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三月間は、新事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたときは、同条第二項の規定による許可を受けたものとみなす。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び新事業法第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をしたときは、この法律第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)
第八条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設」を「に規定する身体障害者更生施設に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第九条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第一百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他」の政令で定める障害の」に、「行なう」を「行う」に改める。

3 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している者であつて、國、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三月間は、新事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び新事業法第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をしたときは、この法律第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)
第八条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設」を「に規定する身体障害者更生施設に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第九条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第一百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他」の政令で定める障害の」に、「行なう」を「行う」に改める。

3 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している者であつて、國、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三月間は、新事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び新事業法第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をしたときは、この法律第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)
第八条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設」を「に規定する身体障害者更生施設に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第九条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第一百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他」の政令で定める障害の」に、「行なう」を「行う」に改める。

3 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している者であつて、國、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三月間は、新事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び新事業法第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をしたときは、この法律第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)
第八条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設」を「に規定する身体障害者更生施設に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第九条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第一百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他」の政令で定める障害の」に、「行なう」を「行う」に改める。

3 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している者であつて、國、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三月間は、新事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

別表第一及び別表第二中「肢体不自由者更生施設で、重度の肢体不自由者を収容するもの」を「身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの」に改める。

施設で、重度の肢体不自由者を収容するものを「身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの」に改める。

○議長(木村睦男君) 日程第六 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長穂山篤君。

○議長(木村睦男君) 御報告申し上げます。

〔石本茂君登壇、拍手〕

○石本茂君 諸君が議題となりました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきまして、第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主なる内容は、「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を法律上明確にすることと、身体障害者の範囲を、従来法で定めているもののか、新たに法令で定めることができるようにすること、身体障害者福祉ホームの創設等身体障害者更生援護施設に関する規定を整備するとともに、身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する規定を設けること等であります。

委員会におきましては、法の理念、目的、身体障害者の範囲、更生援護施設費用徴収のあり方、今後の身体障害者対策の取り組み姿勢等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

昭和五十九年四月二十五日
参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月二十五日
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(以下、旧救済法)による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限は、旧救済法による申請期間の区分によりそれぞれ昭和五十九年二月十三日または昭和五十九年九月三十日までとなつてゐる。本法律案は、この期限をいずれも昭和六十二年九月三十日まで延長しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

昭和五十九年四月二十七日 参議院会議録第十三号 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 三九一

一、費用
本法施行に要する経費は、平年度約千三百万円の見込みである。

附帯決議

政府は、水俣病患者が一人でも見落とされることがないように、全部が正しく救われるような精神にのつとり、左の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、昭和五十一年十一月の熊本地裁の確定判決の趣旨を踏まえ、認定業務の不作為違法状態を速やかに解消する措置を講ずるとともに、認定業務に関し法の救済の精神を尊重して、患者との信頼回復に努めること。
右決議する。

官 報 (号外)

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法
法の一部を改正する法律案
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法
(昭和五十三年法律第二百四号)の一部を次のように改訂する。
第二条第一項中「第六項に規定する期間内に」を「昭和六十一年九月三十日まで」に改め、同条第六項を削る。
この法律は、公布の日から施行する。

附 則

○鶴山篤君 登壇 拍手
〔鶴山篤君 ただいま議題となりました水俣病の

認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本法律案は衆議院提出によるもので、その内容は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病に係る認定の申請者で認定に関する処分を受けていない者が環境庁長官に対して認定を申請することができる期限を、昭和六十二年九月三十日まで延長しようとするものであります。

委員会においては、臨時措置法の存在意義、認定業務のあり方及び患者との信頼の回復策、チソの經營問題、水俣病問題に対する国の責任、水俣湾ヘドロ及び汚染魚対策等について質疑がありました。が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共产党近藤委員より反対の討論が行われました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、認定業務に関して、不作為違法状態を速やかに解消するとともに、法の救済の精神を尊重して、患者との信頼回復に努めることを内容とする附帯決議を全会一致で付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村陸男君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
上つて、本案は可決されました。

○議長(木村陸男君) 過半数と認めます。

○議長(木村陸男君) 日程第七 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高

平公友君。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月二十六日

参議院議長 木村 陸男殿 高平 公友

「地方運輸局」に改める。

「第一款 海運局」を「第一款 地方運輸局」に改める。

第四十条 地方運輸局は、運輸省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。
一、委員会の決定の理由 要領書

本法律案は、臨時行政調査会の答申に基づき、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るために、海運局及び陸運局を統合して地方運輸局とするとともに、これに伴う関連規定の整備等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用 一、所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関する事務。

二、所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関する事務。

三、所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関する事務。

四、所掌事務に係る事業の財務に関する事務。

五、所掌事務に係る事業の労務に関する事務。

六、所掌事務に係る買収及び補償に関する事務。

七、運輸に関する、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

八、運輸に関する、観光地及び觀光施設を調査し、及び改善すること。

九、観光宣伝に關すること。

十、旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に關すること。

十一、自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可及び認可に關すること。

十二、定期航路事業の許可及び認可に關すること。

十三、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る実施計画の認定に關すること。

十四、船舶の譲渡、譲受及び貸渡しの許可に關すること。

十五、油濁損害賠償保障契約に關すること。

十六、日本船舶以外の船舶について日本各港間

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改訂する。

目次中「海運局」を「地方運輸局」、「第三款 陸運局」(第四十七条第一項)を「第三款 削除」に改める。

の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

十七 海事代理士に關すること。

十八 海事思想の普及及び宣伝に關すること。

十九 第三号から第六号まで及び第十号から前号までに掲げるもののほか、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関すること。

二十 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に關すること。

二十一 船舶に設置される海洋汚染防止設備等及び焼却設備の検査に關すること。

二十二 満載喫水線の指定に關すること。

二十三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること。

二十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に關すること。

二十五 船舶の製造、修繕、引揚げ及び解体並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

二十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。

二十七 船舶のトン数の測度及び登録に關すること。

二十八 モーターボート競走の施行に關すること。

二十九 船員の労働組合及び労働關係の調整に關すること（船員労働委員会の所掌に屬するものを除く。）。

三十 船員地方労働委員会に關すること。

三十一 船員の労働条件、災害補償その他保護に關すること。

三十二 船員法における船内規律に關すること。

三十三 船員の最低賃金に關すること。

三十四 船員法における船内規律に關すること。

三十五 船員手帳に關すること。

三十六 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の嚮給調整に関すること。

三十七 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。

三十八 船員の福利厚生に關すること。

三十九 船員に係る労働者の財産形成に關すること。

四十 海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に關すること。

四十一 水先に關すること。

四十二 外国船舶に係る航海直體制及び船員の資格に關すること。

四十三 運輸大臣の指定する港湾施設の管理に關すること。

四十四 港湾における諸作業の改善、調整等に關すること。

四十五 港湾運送事業及び検査に關すること。

四十六 港湾運送事業及び検査に關すること。

四十七 倉庫業その他の保管事業に關する免許、許可、認可及び登録に關すること。

四十八 倉庫業その他の保管事業に關する寄託約款に關すること。

四十九 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に關すること。

五十 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に關すること。

五十一 日本国有鉄道の監督に關すること。

五十二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に關すること。

五十三 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に關すること。

五十四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び機器の生産に關すること。

五十五 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

五十六 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務及び資格に關すること。

五十七 自動車運送事業、自動車道事業、通運事業及び通運計算事業に關する免許、許可及び認可に關すること。

五十八 自動車運送取扱事業に關する登録及び認可に關すること。

五十九 自動車ターミナルに關すること。

六十 軽車両等運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

六十一 道路運送に關する輸送の実施の計画、調整及び監査に關すること。

六十二 自家用自動車の使用の調整に關すること。

六十三 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に關する調査及び研究に關すること。

六十四 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

六十五 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

六十六 自動車車庫に關すること。

六十七 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

六十八 自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

六十九 第五十七号から前号までに掲げるもののが、道路運送車両の使用及び保安並びに道路運送車両による公害の防止に關すること。

七十 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産（自動車及び原動機付自転車の製造を除く。）、流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に關すること。

七十一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に關すること。

七十二 自動車損害賠償保障事業に関すること。

七十三 第三号から第六号まで及び第五十一号から前号までに掲げるもののほか、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他陸運の発達、改善及び調整に關すること。

七十四 地方運輸局においては、前項に掲げるもののほか、臨時の事務として次の事務をつかさどる。

一 所掌事務に關する労需物資に關すること。

二 連合國財産の返還等に關する政令の規定によるとする連合國財産である船舶の保全及び返還その他の对外關係事務に係る船舶に關すること。

第四十一条中「海運局」を「地方運輸局」とし、「内閣組織」を「組織」に改める。

第四十二条第一項を次のように改める。

政令で定める地方運輸局の所掌事務（第四十条第一項第十号から第五十号まで及び同条第二項第二号に掲げる事務並びにこれら的事務に係る同条第一項第一号から第九号まで及び同条第二項第一号に掲げる事務であつて、当該地方運輸局の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実施の調整その他の政令で定める事務に係るものを限る。）のうち、政令で定める区域に係るものを分掌させるため、海運監理部を置く。

第四十三条の見出しを「（海運支局等）」に改め、同条中「海運局」を「地方運輸局」と、「支局」を「海運支局」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十七条から第四十九条まで 削除

をその者に支払わせ、育林による収益を国及びその者(以下「費用負担者」という。)が分収するものとすることができる。

(分収育林契約の内容)

第十七条の三 前条の契約(以下「分収育林契約」という。)においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 分収育林契約の目的たる国有林野(以下この章において「分収林」という。)の所在及び面積並びに当該契約の目的たる樹木(以下この章において「分収木」という。)の樹種別及び樹齡別の本数
- 2 当該契約の存続期間
- 3 分収木に係る費用負担者の持分の割合
- 4 費用負担者が支払うべき額
- 5 育林の方法
- 6 伐採の時期及び方法
- 7 その他必要な事項

(収益の分収)
(分収育林契約の存続期間)

第十七条の四 分収林につき、費用負担者は、分収育林契約に定められた分収木に係る持分の割合により、分収木に係る収益を国と分収するものとする。

(分収育林契約の存続期間)
第十七条の五 分収育林契約の存続期間は、六十一年を超えることができない。

2 分収育林契約は、更新することができる。

(準用規定)

第十七条の六 分収育林契約については、第十一一条第二項から第四項まで及び第十七条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「造林者」とあるのは、「費用負担者」と読み替えるものとする。

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する部分林について、その契約期間中は、なお従前の例によること。

(森林法の一部改正)

第三条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四章の規定による部分林」を「第十条第一号に規定する分収林」に改める。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条に規定する部分林についての森林法の規定の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(分収林特別措置法の一部改正)

第五条 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(部分林契約)」を削り、同条第一項中「(あるもの)」の下に「(国有林野法第十七号中「契約」の下に「(国有林野法第十七条の二の契約を除く。)」を加え、同条第三項

第七条の二の契約を除く。)」を加える。

(林業基本法の一部改正)

第六条 林業基本法(昭和三十九年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「部分林の設定」を「分収造林契約」に改める。

(林業基本法の一部改正)

第七条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「部分林契約」を「分収造林契約」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

(国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する)

第一項第一項中「部分林契約」を「分収造林契約」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

政府は、本法の施行に当たり、我が國の森林・林業の重要な性質にかんがみ、かつ、その中核的役割を担うべき国有林野事業が課せられた使命を十分に發揮できるようにすることを旨として、次の事

第二条第三項第五号中「部分林」を「分収造林契約の目的たる国有林野(国有林野法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二百四十九号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる部分林を含む。)」に改める。

第三条 森林法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四章の規定による部分林」を「第十条第一号に規定する分収林」に改める。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条に規定する部分林についての森林法の規定の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(分収林特別措置法の一部改正)

第五条 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(部分林契約)」を削り、同条第一項中「(あるもの)」の下に「(国有林野法第十七号中「契約」の下に「(国有林野法第十七条の二の契約を除く。)」を加え、同条第三項

第七条の二の契約を除く。)」を加える。

(林業基本法の一部改正)

第六条 林業基本法(昭和三十九年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「部分林の設定」を「分収造林契約」に改める。

(林業基本法の一部改正)

第七条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「部分林契約」を「分収造林契約」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

政府は、本法の施行に当たり、我が國の森林・林業の重要な性質にかんがみ、かつ、その中核的役割を担うべき国有林野事業が課せられた使命を十分に發揮できるようすることを旨として、次の事

項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、国有林野事業の改善については、自効改善努力はもとよりこれが我が國林業を取り巻く構造的要因ともかかわっていることを認識し、政府全体の問題としてその打開に取り組むこと。

二、森林資源は、国民の生活向上及び国民经济の発展にとって重要な役割を果たすとともに、国有林野事業の基本的な経営基盤であることにかんがみ、国有林野事業の使命として林産物の計画的・持続的供給、国土の保全、水資源の健全化、良好な自然環境の保全形成等、公益的な機能を十分に发挥させるため森林資源の整備充実に必要な措置を積極的に講ずること。

三、国有林野の森林資源の拡充をはかり、公益的機能を一層发挥させるため、一般会計から国有林野事業特別会計への繰入等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。

また、財政投融資資金からの借入条件の改善の問題については、早急に調査検討を進めるこ

と。

四、新たな改善計画の策定に当たっては、国有林野事業が直面している構造的問題を認識し、その策定及び実施の段階において、財政措置及び一般林政等の充実強化について、関係各層の意見を徴し、積極的に推進するよう努めること。

五、国有林野事業がその事業を通じ、農山村地域の振興へ寄与する使命にかんがみ、組織機構の整備に当たっては、地方自治体及び関係団体等の意見を踏まえつつ地元サービスの低下を招くことのないよう慎重に対処すること。

六、国有林野の森林資源を維持培養するため、不

成績造林地、緊急に保育施設を要する林地、荒廃林地等の実態を把握し不成績造林地等の解消に努めること。

七、国有林野事業における素材販売については、生産技術の開発、高品質材の有効・公正な販売、材価の市況調査、木材需要の開発、付加価値の高度化等の必要性にかんがみ、適正な実施

官 報 (号外)

に努めること。

八、国有林野事業における木材販売については、新たな販売戦略を積極的に導入するとともに、価格評定、契約方法等木材販売のあり方を検討し、収益確保に努めること。

九、木材需要の拡大を推進し、国内需要動向に応じた需給安定を期すとともに、木材の輸入についての産地国との政府間協議に際しては、国産材の自給率及び利活用の向上等に配慮し、

木材関連産業の積極的な振興を図ること。

十、林業労働者を将来にわたって安定的に確保していくため、林業労働者の所得の増大をはじめ雇用関係の明確化、労働条件の改善、労働安全衛生及び福祉の拡充等の施策の整備充実を図るとともに林業労働の特質を踏まえ林業従事者の経済的・社会的地位向上に努めること。

十一、林業労働における労働災害、職業病の多発にかんがみ、林業事業体等に対し、法令及び通達にもとづく指導監督を強化し、あわせて国有林内での安全対策について積極的な指導監督を行い優秀な林業労働力の確保に必要な労働環境改善に努めること。

十二、山村地域の森林資源を有効に活用し、林業生産活動の活発化、就労機会及び所得の増大並びに生活環境基盤の整備などについて市町村等を主体とし、地域の実態に即した山村・地域林業の振興等に努めること。

右決議する。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十九年四月十九日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 隆男殿

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十一年度」を「昭和六十年度」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十九年

度」に改める。

第三条の見出しを「（事業施設費の一般会計からの繰入れ）」に改める。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条中「第五条第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

（退職手当に係る借入金等）

第四条 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、政令で定めるところにより、国有林野

事業を行なう国の經營する企業に勤務する一般職の国家公務員が退職した場合に国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

政府は、改善期間において、前項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定めによることにより、一般会計から事業勘定に繰入金をすることができる。

二 政府は、改定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、予算の定め、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

（退職手当に係る借入金等）

第四条 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、政令で定めるところにより、国有林野

事業を行なう国の經營する企業に勤務する一般職の国家公務員が退職した場合に国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

政府は、改定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、予算の定めによることにより、一般会計から事業勘定に繰入金をすることができる。

三 第一項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同法第五条第二項、第七条及び第八条の規定を適用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十九年四月十九日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 隆男殿

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月二十六日
農林水産委員長 谷川 寛二

参議院議長 木村 隆男殿

災害応援体制の整備拡充等各般の施策を講ずること。

三、災害復旧に当たつては、工事の早期完了を図るとともに、災害の再発防止の観点から、改良復旧を推進し、併せて、災害関連事業等の実施に必要な予算の確保に努めること。

また、災害を未然に防止するため、農地等の防災事業の推進に努めること。

右決議する。

昭和五十九年四月十九日
衆議院議長 福永 健司

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十九年四月十九日
参議院議長 木村 隆男殿

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。

二 沿岸漁場整備開発施設（消波施設その他政令で定めるものに限る。）

二 漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、保留施設及び水域施設に限る。以下同じ。）

昭和五十九年四月二十七日

參議院會議錄第十三號

外三件

第二条第四項中「又は水産業協同組合」を「水產

業協同組合その他営利を目的としない法人で政令で定めるもの」に改め、「及び」を削り、「施設で」²²「施設等の所有者の責め」²³を改め、同条

第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」と、「十万円」を「三十万円」

る。」に改め、同条第八項中「五十メートル」を「百メートル」に、「十メートル」を「五十メートル」に、「える」を「超える」に、「但」を「ただし」に改め

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「とて」を

二項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「漁港施設」を「漁業用施設」に改め、同条第三項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条の「第二項中行なう」を行なうに、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附
則

一部を次のように改正する。

第六条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第七条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円」を「十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十四条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円以上十万円」を「十万円以上三十万円」に改める。

質疑を終わりましたところ、日本社会党村沢理事より、国有林野事業改善特別措置法改正案に対する修正案が提案されました。

の討論がなされました。
討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成
少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し、各会派共同提案による

す。これは山を守る農山村の過疎化に一層の拍車をかける結果となってあらわれているのであります。昨日公表された過疎白書は、その地域では十五歳以上が一五%弱を占め、一世帯の収入は三

委員会におきましては、三案を一括して議題とし、参考人の出席を求めて審査を行いました。質疑の主な内容は、改善計画変更の理由、改善目標達成の見通し、国有林野事業に対する財政措置のあり方、組織機構の簡素化と地域サービスとの関係、森林資源の現況と整備の目標、要整備森林の性格、特定保安林指定の基準内容、分収育林制度導入の理由、森林施業計画の認定状況、費用負担者の保護等についてであります。その詳細は会議録によって御承知願います。

委員会における質疑の主な内容は、採択限度額の引き上げに伴う非補助災害復旧事業対策、沿岸漁場整備開発施設を補助対象としたことの理由、その今後の取り扱い、農林水産業における防災事業の推進方策、災害関連事業の拡充策等についてであります。が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党下田委員から修正案が提出されました。

続いて、討論に入り、下田委員から原案に反対する旨述べられました。

三五名といふ状態になりました。最近では七〇名が外材によつて占められるに至つてゐるのであります。加えて、長い不景氣、したがつて住宅建築の落ち込みなどによりまして木材需要の減退が重なり、材価の低迷を招いています。その結果として我が国の林業はかつてない不況に追い込まれておりますし、林業が産業としての価値が失われようとしているのです。そのことは、かつて五十万人を数えた林業労働者が今や十八万人と激減したことを見ても政府統計でも明らかであります。

〔谷川寛三君登壇、拍手〕
○谷川寛三君　ただいま議題となりました四法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
まず、林野関係三案の主な内容について申し上げます。

措置法改正案及び国有林野法改正案に賛成、自由民主党・自由国民会議川原理事から、修正案に反対三法律案に賛成、日本共产党下田委員から、国有林野法改正案及び国有林野事業改善特別措置法改正案に反対の討論がなされました。

○議長(木村睦男君) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がなされています。発言を許します。上野雄文君。

附帯決議を全会一致をもって行いました。
以上、即報告、になります。(拍手)

をもつて行いました。

昭和五十九年四月二十七日

参議院会議録第十三号

議長の報告事項

四〇一

中西	珠子君	藤井	恒男君	鳩山威二郎君	多田	省吾君	高木健太郎君	三治	重信君	木本平八郎君	前島英三郎君	喜屋武真榮君	青島	幸男君	沖	外夫君	外夫君	喜屋武真榮君	青島	幸男君	沖	前島英三郎君	喜屋武真榮君	青島	幸男君	沖
----	-----	----	-----	--------	----	-----	--------	----	-----	--------	--------	--------	----	-----	---	-----	-----	--------	----	-----	---	--------	--------	----	-----	---

名尾	良孝君	安井	謙君	中山	千夏君	木本平八郎君	前島英三郎君	喜屋武真榮君	青島	幸男君	木本平八郎君	前島英三郎君	喜屋武真榮君	青島	幸男君	木本平八郎君	前島英三郎君	喜屋武真榮君	青島	幸男君	木本平八郎君	前島英三郎君	喜屋武真榮君	青島	幸男君	木本平八郎君
----	-----	----	----	----	-----	--------	--------	--------	----	-----	--------	--------	--------	----	-----	--------	--------	--------	----	-----	--------	--------	--------	----	-----	--------

内藤	健君	梶原	清君	岩本	政光君	山本	富雄君	北	修二君	斎藤	古賀雷四郎君	安恒	丸谷	高杉	安武	佐藤	安武	佐藤	和美君	三吉君	洋子君	山本	富雄君	北	修二君	斎藤
----	----	----	----	----	-----	----	-----	---	-----	----	--------	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	-----	---	-----	----

上野	雄文君	村上	正邦君	大河原太郎君	板垣	正君	下条進一郎君	高平	公友君	大島	亀井	岡田	岡田	高平	公友君	大島	亀井	岡田	久興君	友治君	岡田	久興君	友治君	岡田	久興君	友治君
----	-----	----	-----	--------	----	----	--------	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----

近藤	忠孝君	山田	松前	内藤	功君	村沢	牧君	大木	正吾君	佐藤	鈴木	佐藤	和美君	三吉君	洋子君	山本	富雄君	北	修二君	斎藤	古賀雷四郎君	安恒	丸谷	高杉	安武	佐藤
----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	-----	-----	----	-----	---	-----	----	--------	----	----	----	----	----

内閣大臣	國務大臣	外務大臣	厚生大臣	農林水産大臣	通商産業大臣	運輸大臣	上田	細田	小笠原貞子君	矢田部	理君	市川	正二君	村田	秀三君	大森	昭君	秋山	瀬谷	中村	哲君	林	星	初村満一郎君	大鷹淑子君	安孫子藤吉君
------	------	------	------	--------	--------	------	----	----	--------	-----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	---	---	--------	-------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

議長の報告事項
去る二十日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの
件

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

外務委員	辞任	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山	前田	星	林	星	大鷹淑子君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君
------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	----	----	---	---	---	-------	--------	--------

社会労働委員	辞任	林	道君	高桑	栄松君	太田	淳夫君	赤桐	操君	片山	甚市君	志苦	大鷹淑子君	土屋	義彦君	大鷹淑子君	土屋	義彦君	竹山	竹山</
--------	----	---	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-------	----	-----	-------	----	-----	----	------

定の締結について承認を求める件
国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する
国際電気通信条約(千九百八十二年ナイロビ)
の選択追加議定書の締結について承認を求める
の件

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案
株券等の保管及び振替に関する法律案
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

育児休業法案(本岡昭次君外三名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和
国政府との間の協定の締結について承認を求める
の件

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民
主社会主義共和国政府との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

正する法律案

機械類信用保険法の一部を改正する法律案
織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する
法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正
する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部
を改正する法律案
各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関
する法律案

特許特別会計法案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書		一、目的 関西国際空港の建設等に関する実情を調査し、もつて本委員会の審査に資する。	
一、派遣委員		矢原 秀男 濑谷 英行 江島 淳 内藤 健 小柳 勇 安恒 良一 山田 勇	
一、派遣地 大阪府 兵庫県		梶原 清 桑名 義治 小島 静馬 吉村 真事 近藤 忠孝 山田耕三郎	
一、期間 四月二十四日一日間		概算五三一、八〇〇円	
一、費用		右のとおり議決した。よつて参議院規則第三百八十一条の二により承認を求める。	
昭和五十九年四月十九日		運輸委員長 矢原 秀男	
参議院議長 木村 膳天殿		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
参議院議員黒柳明君提出限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問に対する答弁書		上自衛隊が攻撃するための教育訓練を行うことに関する質問に対する答弁書	
参議院議員黒柳明君提出核保有部隊に対する陸上自衛隊が攻撃するための教育訓練を行うことに関する質問に対する答弁書		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
所得税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。		同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。	
輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律		輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律	
機械類信用保険法の一部を改正する法律		織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律	
組織公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律	
各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律		特許特別会計法	
公衆電気通信法の一部を改正する法律		公衆電気通信法の一部を改正する法律	
同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和五十八年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和五十九年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。		同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和五十八年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和五十九年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。	
去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		予算委員	
決算委員		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
決算委員		決算委員	
辞任 杉元 恒雄君		辞任 和田 静夫君	
補欠 木本平八郎君		補欠 久保田真苗君	
喜屋武真榮君		前島英三郎君	
決算委員		決算委員	
辞任 柳川 覚治君		辞任 下村 泰君	
補欠		補欠	
決算委員		議院運営委員	
辞任 水谷 力君		辞任 和田 静夫君	
補欠 斎藤 十朗君		補欠 久保田真苗君	
環境特別委員		環境特別委員	
辞任 中村 銳一君		辞任 杉元 恒雄君	
伊藤 郁男君		補欠	
武器等の輸出の禁止等に関する法律案(後藤茂君外九名提出)(衆第二三号)		同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	
第六六号)審査報告書		同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(閣		同日議長から次の報告書が提出された。	
主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件		同日議長は、次の議案提出を予備審査のため衆議院に送付した。	
集団代表訴訟に関する法律案(飯田忠雄君外一 名発議)		同日議長は、次の議案提出を予備審査のため衆議院に送付した。	
武器等の輸出の禁止等に関する法律案(後藤茂君外九名提出)(衆第二三号)		武器等の輸出の禁止等に関する法律案(後藤茂君外九名提出)(衆第二三号)	
第六六号)審査報告書		第六六号)審査報告書	
内閣委員		外務委員	
辞任 下村 泰君		辞任 下村 泰君	
補欠 前島英三郎君		補欠 久保田真苗君	
水谷 力君		水谷 力君	
(国会法第四十一条第一項但書によるもの)		(国会法第四十一(二)条によるもの)	
規定期によるもの)		規定期によるもの)	

験飛行に関する質問主意書(中山千夏君提出)

限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年四月五日

参議院議長 木村 睦男殿 黒柳 明

限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問主意書

三月二十七日の本院予算委員会において、私の質疑に対する総理の答弁の中で、昭和五十七年一月十九日付の内閣答弁書(内閣參質九六第六号)の内容に「不備があれば変更する。」旨の発言があつたが、これについて次の点を明確にしておきたいので、若干の質問を致します。

一 三月二十七日の本院予算委員会で中曾根総理は、私の提出した「限定核戦争等に関する質問主意書」に対する前出内閣答弁書(「五について」)の内容に不備があれば変更する旨の答弁がありました、「五について」部分に関する質問主意書を変更するのか。また、その場合、統一見解を出すのかどうか。

二 従来、「我が国は、核の脅威に対しても、その態様のいかんを問わず、米国の核抑止力に依存することとしており、.....」(前出内閣答弁書)としており、核の脅威に対しては、わが国としてはその対処能力もないのに米国に依存することになつてゐる。従つて、そのための研究訓練も行わないしてきたと思うがその通りか。右質問する。

昭和五十九年四月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員黒柳明君提出限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十九年四月五日

参議院議長 木村 睦男殿 黒柳 明

限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問主意書

三月二十七日の本院予算委員会において、私の質疑に対する総理の答弁の中で、昭和五十七年一月十九日付の内閣答弁書(内閣參質九六第六号)の内容に「不備があれば変更する。」旨の発言があつたが、これについて次の点を明確にしておきたいので、若干の質問を致します。

一 三月二十七日の本院予算委員会で中曾根総理は、私の提出した「限定核戦争等に関する質問主意書」に対する前出内閣答弁書(「五について」)の内容に不備があれば変更する旨の答弁がありました、「五について」部分に関する質問主意書を変更するのか。また、その場合、統一見解を出すのかどうか。

二 従来、「我が国は、核の脅威に対しても、その態様のいかんを問わず、米国の核抑止力に依存することとしており、.....」(前出内閣答弁書)としており、核の脅威に対しては、わが国としてはその対処能力もないのに米国に依存することになつてゐる。従つて、そのための研究訓練も行わないしてきたと思うがその通りか。右質問する。

昭和五十九年四月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員黒柳明君提出限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十九年四月五日

参議院議長 木村 睦男殿 黒柳 明

限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問主意書

三月二十七日の本院予算委員会において、私の質疑に対する総理の答弁の中で、昭和五十七年一月十九日付の内閣答弁書(内閣參質九六第六号)の内容に「不備があれば変更する。」旨の発言があつたが、これについて次の点を明確にしておきたいので、若干の質問を致します。

一 三月二十七日の本院予算委員会で中曾根総理は、私の提出した「限定核戦争等に関する質問主意書」に対する前出内閣答弁書(「五について」)の内容に不備があれば変更する旨の答弁がありました、「五について」部分に関する質問主意書を変更するのか。また、その場合、統一見解を出すのかどうか。

二 従来、「我が国は、核の脅威に対しても、その態様のいかんを問わず、米国の核抑止力に依存することとしており、.....」(前出内閣答弁書)としており、核の脅威に対しては、わが国としてはその対処能力もないのに米国に依存することになつてゐる。従つて、そのための研究訓練も行わないしてきたと思うがその通りか。右質問する。

昭和五十九年四月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員黒柳明君提出限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十九年四月五日

参議院議長 木村 睦男殿 黒柳 明

限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曾根総理の発言に関する質問主意書

三月二十七日の本院予算委員会において、私の質疑に対する総理の答弁の中で、昭和五十七年一月十九日付の内閣答弁書(内閣參質九六第六号)の内容に「不備があれば変更する。」旨の発言があつたが、これについて次の点を明確にしておきたいので、若干の質問を致します。

一 三月二十七日の本院予算委員会で中曾根総理は、私の提出した「限定核戦争等に関する質問主意書」に対する前出内閣答弁書(「五について」)の内容に不備があれば変更する旨の答弁がありました、「五について」部分に関する質問主意書を変更するのか。また、その場合、統一見解を出すのかどうか。

二 従来、「我が国は、核の脅威に対しても、その態様のいかんを問わず、米国の核抑止力に依存することとしており、.....」(前出内閣答弁書)としており、核の脅威に対しては、わが国としてはその対処能力もないのに米国に依存することになつてゐる。従つて、そのための研究訓練も行わないしてきたと思うがその通りか。右質問する。

昭和五十九年四月二十七日 参議院会議録第十三号

明治三十五年三月三十日
種類便物誌可日

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 三四〇一(大代) 下 105
一定価一〇一円部